

平成 2 2 年 2 月

秋田県後期高齢者医療広域連合議会  
定例会会議録

平成 2 2 年 2 月 1 8 日 開会

平成 2 2 年 2 月 1 8 日 閉会

秋田県後期高齢者医療広域連合議会

## 議事日程第1号

平成22年2月18日（木曜日）午後2時30分開議

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議案の提出
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第1号 秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件
- 日程第 7 議案第2号 秋田県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部を改正する件
- 日程第 8 議案第3号 秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件
- 日程第 9 議案第4号 秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する件
- 日程第10 議案第5号 平成21年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の件
- 日程第11 議案第6号 平成21年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件
- 日程第12 議案第7号 平成22年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の件
- 日程第13 議案第8号 平成22年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件
- 日程第14 陳情第1号 後期高齢者医療保険証の取り上げを行わず保険料の減免措置を求める陳情書（継続審査中）
- 日程第15 同意第1号 秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（21名）

1番	加賀谷 正 美	2番	藤 原 良 範
3番	五十嵐 忠 悦	5番	渡 部 幸 男
7番	児 玉 一	9番	藤 原 幸 作
10番	児 玉 裕 一	11番	吉 岡 興
12番	竹 内 睦 夫	13番	佐 藤 峯 夫
14番	鹿兒島 巖	15番	武 石 善 治
16番	藤 原 幸 美	17番	佐 藤 亮 一
18番	阿 部 栄 悦	19番	渡 邊 彦兵衛
20番	小 野 廣	21番	齋 藤 紀 男
22番	高 橋 浩 人	24番	菅 原 政 一

---

欠席議員（4名）

4番	小 畑 元	6番	伊 藤 祐 悦
8番	長谷部 誠	23番	松 田 知 己
25番	佐々木 哲 男		

---

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	穂 積 志	副広域連合長	齋 藤 正 寧
副広域連合長	齊 藤 滋 宣	事務局 長	伊 藤 智
事務局 次長	村 上 隆 志	総務課 長	高 橋 勉
業務課 長	畠 山 靖 男	会計管理 者	秋 山 恵 子

---

## 議会担当職員出席者

議会書記 小松幸月      議会書記 鈴木幸誠

---

## 午後 2 時 4 6 分 開会

○議長（竹内睦夫） 本日は大変ご苦労さまです。

本日の出席議員は、20名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立します。これより平成22年2月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

---

## 新議員の紹介

○議長（竹内睦夫） 会議に先立ちまして、ご報告申し上げます。

平成21年10月定例会後、2市のそれぞれの議会において広域連合議会議員の選挙が行われており、当選されました皆様をご紹介します。私から選挙実施月日順にお名前を申し上げますので、自席にてご起立くださるようお願いいたします。

湯沢市議会議長の伊藤祐悦議員、本日は欠席をしております。次に、横手市長の五十嵐忠悦議員。以上2名の方が広域連合議会議員として当選されました。以後よろしく願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

---

## 諸般の報告

○議長（竹内睦夫） この際、諸般の報告をいたします。報告は朗読を省略しまして、各

議員への配付をもって報告いたします。

---

## 日程第1 議席の指定

○議長（竹内睦夫） 日程第1、議席の指定を行います。

新議員の議席につきましては、会議規則第4条第1項の規定により、伊藤議員は6番、五十嵐議員は3番と指定いたします。

### 新しく指定された議席（25名）

1番	加賀谷 正 美	2番	藤 原 良 範
3番	五十嵐 忠 悦	4番	小 畑 元
5番	渡 部 幸 男	6番	伊 藤 祐 悦
7番	児 玉 一	8番	長谷部 誠
9番	藤 原 幸 作	10番	児 玉 裕 一
11番	吉 岡 興	12番	竹 内 睦 夫
13番	佐 藤 峯 夫	14番	鹿兒島 巖
15番	武 石 善 治	16番	藤 原 幸 美
17番	佐 藤 亮 一	18番	阿 部 栄 悦
19番	渡 邊 彦兵衛	20番	小 野 廣
21番	齋 藤 紀 男	22番	高 橋 浩 人
23番	松 田 知 己	24番	菅 原 政 一
25番	佐々木 哲 男		

---

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（竹内睦夫） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、五十嵐忠悦議員、佐藤峯夫議員、以上の2名を指名いたします。

---

### 日程第3 会期の決定

○議長（竹内睦夫） 次に、日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

---

### 日程第4 議案の提出

○議長（竹内睦夫） 次に、日程第4、議案の提出を行います。議案第1号秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件から議案第8号平成22年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件までの、以上各案のそれぞれの議案に対する提案理由の説明を求めます。広域連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

○広域連合長（穂積志） 平成22年2月広域連合議会定例会の開会に当たり、今定例会提出の条例案及び予算案等について概略を説明申し上げ、ご審議をお願いいたします。

提出案件の説明に入ります前に、後期高齢者医療制度を取り巻く状況について申し上げます。

後期高齢者医療制度がスタートして間もなく2年となり、制度を運営している広域連合並びに市町村にも、ようやく落ち着きが見られるように思います。この間、広域連合はもとより、特に市町村においては制度の運営と定着化のためにさまざまな取り組みが求められ、真摯にこれに対応していただきました。しかしながら、現内閣は、一期4年の中で現行制度を廃止し、新しい制度に移行する考えを示し、平成22年末までに新制度の具体案を決定し、平成23年通常国会に法案を提出、平成25年4月に新制度を施行するというスケジュールを明らかにしております。また、昨年11月30日には、新制度の具体的なあり方を検討する長妻厚生労働大臣主宰の第1回目の高齢者医療制度改革会議が開催され、これまで3回の会議を行っていますので、この後、徐々に新しい制度の姿が見えてく

るものと思っております。

さて、本年度は、2年ごとに見直すとされている保険料の算定期に当たります。広域連合では、国の保険料の激変緩和を図る方針を踏まえ、平成22年度及び23年度における保険料の試算を重ね、新保険料率を算出しました。詳細につきましては、この後説明させていただきます。

広域連合といたしましては、市町村の一層のご協力をいただき、現行制度の円滑な運営に努めるとともに、医療制度見直しに関する状況等については、高齢者の方々に不安を与えることのないよう、適切な情報提供に努めてまいりたいと存じます。

さて、今定例会には、条例案4件、補正予算案2件及び予算案2件の議案を提出いたしております。

まず、条例案について説明申し上げます。

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件は、秋田県人事委員会の勧告による秋田県及び県内市町村の改正状況を踏まえ、職員の勤務時間について、1週間当たり40時間から38時間45分に短縮するため、規定を整備しようとするものであります。

秋田県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部を改正する件は、労働基準法の一部改正により、時間外労働が1ヵ月に60時間を超えた場合の時間外勤務手当の支給割合が引き上げられることから、所要の改正を行うため、規定を整備しようとするものであります。

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、平成22年度及び平成23年度の後期高齢者医療保険料率を定めるものであります。また、平成21年度における特例として実施されている保険料軽減措置が平成22年度においても継続されることから、所要の改正を行うため、規定を整備しようとするものであります。

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する件は、議案第3号の平成22年度における保険料軽減措置の継続に伴いまして、市町村からの保険料負担金の補てん財源として、秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金を充てることができることとされたことから、基金の処分ができる要件を追加するため、規定を整備しようとするものであります。

次に、平成21年度補正予算案についてご説明申し上げます。

平成21年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の件は、前年度繰越金の取り込みに伴う共通経費負担金の減額などの補正を行うものであります。

一般会計の補正額は、歳入歳出それぞれ120万4,000円を増額し、補正後の予算

総額は、歳入歳出それぞれ4億5,120万4,000円となるものであります。

平成21年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の件は、平成22年度保険料軽減措置の補てん分として交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の計上などの増額や実績見込みを勘案し、保険給付費を増額するなどの補正を行うものであります。

特別会計の補正額は、歳入歳出それぞれ31億712万円を増額し、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ1,330億1,398万9,000円となるものであります。

次に、平成22年度予算案についてご説明申し上げます。

平成22年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計は、関係市町村の厳しい財政事情及び行政改革の努力に配慮しながら、事務事業に対するコスト意識の徹底を図り、予算を編成したものであります。これにより、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,079万4,000円としております。

また、平成22年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計は、後期高齢者医療に必要な保険給付費等について、平成21年度の実績等をもとに予算を編成したものであります。

これにより、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,331億5,069万4,000円としております。

以上、提出案件の概略を説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます。

---

## 日程第5 一般質問

○議長（竹内睦夫） 日程第5、一般質問を行います。

質問通告者は1名であります。

なお、一般質問については、申し合わせにより、一括して質問、答弁を行うこととし、質問時間については15分以内と制限いたしております。また、1回目の質問は登壇して行い、再質問以降については議席において行うことといたしておりますので、協力をお願いいたします。

14番鹿兒島議員の一般質問を行います。発言を許します。14番鹿兒島議員。

【14番 鹿兒島巖議員 登壇】

○14番（鹿兒島巖） 14番、小坂町選出の鹿兒島であります。



私は、初めに、政府に対して後期高齢者医療制度の廃止を求めることに関して質問をさせていただきます。

本制度は、その発足当初から、いわゆるうば捨て山、あるいは高齢者差別、また、基本的人権への差別そのものである、そういう批判が集中したわけであり、また、成立後は、総選挙直前には4野党での廃止法案が参議院で可決に至り、民主党は、総選挙のマニフェストに廃止を掲げて政権交代が実現し、国民多数がその実行を一日千秋の思いで待ちわびていたわけであり、

しかし、政権党は、公約に反して、一期4年の中で新制度に移行するとして、2013年までの現行制度を継続し、その間、新制度のあり方については厚生労働大臣が主宰する高齢者医療制度改革会議なるものを設置して検討する、こういうふうになっているわけであり、このまま新年度を迎えることになれば、医療給付の増大等による保険料の引き上げが連続することは明らかであります。今でさえ、診療抑制が発生していることに加えて、医療難民が多数生み出されることは目に見えている状況であります。

そこで伺います。県民の命と健康に直結する重要な課題であり、県民の暮らしの実態や声を具体的に把握し、制度運営に責任を負う機関として、単に法に基づく執行にとどまらず、県民の願いを政府に届け、一日も早く制度廃止となるよう取り組む必要があるのではないかと考えます。所見をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、行政処分にかかわっての質問であります。

昨年10月の定例会で、不服審査請求などの行政処分の迅速な処理について、その後、改善を求めたところであります。この問題につきましては、前段の全協の中で一定の回答をいただきました。しかし、問題は、やはりここ、当連合の議会の中に審査機能がない、ここにやはり大きな問題があるのではないかと。主体的な処理ができないということについて、どのように考えているか、お聞かせいただきたいと思っております。

3点目は、議会定例会の開催回数等の問題であります。

連合議会の定例会は、予算の承認と決算の認定時の2回、こういうふうになっております。少なくともこの間、事業の状況や予算の執行状況を議会として把握し、必要な審議を行うべきではないか。中間にそういうことが必要ではないか。また、議会開催に当たって、議員として十分な準備ができるためには、議案や資料の検証、質問資料の収集、質問通告書の作成など、時間的な猶予が必要だというふうに考えているところであります。現在の状況では、結局、政府、あるいは厚生労働省の指示のとおり事務執行されている事務局案そのままが通っている、私たちの審議権というものが十分発揮されない、そういう状況ではないかというふうに私は感じているところであります。県民の負託にこたえるためにも、こういった議会の開催内容について、回数等を含めて、改善すべきではないかという

ふうに考えているところでありますので、所見をお伺いして、改めて質問をさせていただきますと思います。

○議長（竹内睦夫） 答弁、広域連合長。

**【穂積志広域連合長 登壇】**

○広域連合長（穂積志） 鹿兒島議員の1つ目の後期高齢者医療制度の廃止を国に求めることについてのご質問にお答え申し上げます。

民主党のマニフェストについては、後期高齢者医療制度を廃止した上で、将来的に地域医療保険として一元的運用を図るとしております。鳩山首相は、第173回臨時国会の所信表明演説において、制度廃止に向けて新たな医療制度の検討を進めていく考えを示しております。また、長妻厚生労働大臣は、現行制度を即時廃止し拙速に新制度に移行することは、高齢者の方々、医療機関、さらには直接的に事務を行う市町村窓口において、不安と混乱を生じさせると述べております。

このことから、国においては、平成21年11月30日に、制度を利用する高齢者や関係団体の代表などを委員とする高齢者医療制度改革会議を設置し、新制度の具体化に向けた検討を開始しております。

本広域連合といたしましては、改革会議の動向を注視しつつ、県や市町村との連携を深め、現行制度の運営について万全を期してまいりたいと考えております。

以下のご質問については事務局長に答弁させます。

○議長（竹内睦夫） 答弁、広域連合事務局長。

**【伊藤智事務局長 登壇】**

○事務局長（伊藤智） 鹿兒島議員の2つ目のご質問の平成21年10月定例会において要望のありました行政処分の迅速な処理に関してお答えします。

初めに、秋田県知事が設置している後期高齢者医療審査会における審査状況についてであります。10月定例会開催時点では、平成20年度に請求のあった45件及び平成21年度に請求のあった2件を合わせた47件が未審査の状況でありましたが、この47件については、平成21年10月28日に審査会が開催され、すべて審査が終了しております。

また、10月定例会において、審査会の速やかな開催に関する発言があったことは審査会事務局にお伝えしておりますし、平成21年10月28日に開催された審査会において、保険者代表委員として出席し、その旨発言しております。

本広域連合といたしましては、今後も、審査会事務局から求められた必要書類については期限内に提出し、審査会が遅滞なく開催されるよう、引き続き努めてまいります。

次に、3つ目の定例会の開催回数に関するご質問ですが、広域連合議会の開催については、広域連合議会の定例会の回数を定める条例で年2回と定めているところであります。

議員ご指摘の少なくとも4回程度の定例会が必要というご質問につきましては、各市町村議会等との日程調整が必要なことから難しいものと考えておりますが、全員協議会を開催していただき、皆様には議論を深めていただいているところであります。

なお、定例的な議案事項以外の緊急事案が生じた際は、臨時会を開催するなど必要に応じて対応したいと考えております。

次に、議案や資料の送付について時間的余裕を持たせるべきというご質問につきましては、定例会より7日前には議案がお手元に届くよう送付したところですが、今後も可能な限り早目に送付してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（竹内睦夫） 鹿兒島議員。

○14番（鹿兒島巖） 再質問させていただきます。残り時間が非常に少なくなりますので、できるだけ簡潔にお話ししたいと思います。

まず、県民の暮らしや、あるいは県民の声、これを把握するというのも、私ども広域連合の役割ではないかというふうに思うわけであります。そういう点で、1点、例えば、この内容につきましても、県民からいろんな声が伝わっている、そういう状況があると思うわけであります。

その1つに、例えば、後期高齢者医療制度の廃止を求める陳情運動というのが全国的に広がっております。こういった陳情につきましては、秋田県内でも各市町村に出されておりました、各自治体での採択、あるいは不採択ということもありますけれども、行われておりますけれども、こういった形の陳情等についての状況把握というのは、連合としてされているのかどうか。この点をまずお伺いしたいと思います。

それから、2つ目の不服審査請求にかかわってでありますけれども、今、答弁いただきましたが、独自に連合としてこの機関を設置するということについてのお考えは示されておりません。これについての答弁はありませんので、改めてそのことについてお伺いしたいというふうに思います。

それから、3点目にかかってでありますけれども、ご存じのように、この広域議会は予算総額1,330億円、これだけの大きな予算を審議をすると。これも議員各位実感されていると思いますけれども、特にこういった中で、今回のように、県民負担を引き上げなきゃならない審議をする、その決断を迫られるわけであります。あまりにも準備期間が短い。それから、会議の中での設定等でも十分な論議ができない。こういった中で、果たして私ども本当に責任を持てる判断ができるのか、そういう点でも、私、非常に心配をしております。こういう点で、定例会等の設定、あるいは特別臨時議会、そういうふうな形の設定、あるいは本会議の中での時間の設定、さらには資料の送付の件、この辺で改善が必要ではないかというふうに思っているところであります。

議会の開催等につきましては、先ほどの全協の中でも一定の意見がありましたので、受けとめられておるとは思いますけれども、あえて私が申し上げるのは、例えば資料の送付の問題、1週間前にとおっしゃいましたけれども、私の小坂町が一番遠いところでありまして、多分郵送では1日、あるいは2日かかる、速達でやっと1日だろうと思います。その資料の送付を受けて、そして、中、せいぜい2日間ぐらいしかありません。で、例えば、一般質問の通告をする、その書類をつくって発送するためには、今回は、あえて特別、まず、文章をファクスで送らせていただきました。間に合わないといけませんのでね。そして、改めて、正本を速達で送る。そういうどたばたをやらなきゃいけないわけです。それについても一般質問、それから議案に対する質問もそういう形で準備しなきゃいけない。これは、こちらで考えていることと、実際に各自治体の中でこの議案等の受け取りをする場合での認識の差があると思います。そういう点で、改善の方法が必要だというふうに申し上げているわけであります。

以上の点を申し上げて、改めて答弁により、また質問をさせていただきたいと思います。

○議長（竹内睦夫） 答弁、事務局長。

○事務局長（伊藤智） それでは、鹿兒島議員の再質問にお答えいたします。

まず、1つ目のご質問の各広域連合の採択等の状況把握をしておるかどうかにつきましては、47都道府県の個々の広域連合の採択状況につきましては、全面的に把握しておるというような状況ではございません。

2つ目の、審査機関でございますが、特別な審査機関ということはございませんが、当広域連合といたしましては、被保険者並びに関係機関を代表する方々を委員とする後期高齢者医療広域連合運営懇話会がございまして、この懇話会でのご意見を聞きながら運営いたしております。また、保険料等改定に当たっての意見を聴取しております。

それから、3つ目の住民の意見を聴取し、反映させることについてのお考えですが、後期高齢者医療制度の運営に当たりましては、さまざまな立場から、幅広いご意見をいただきまして、その意見を踏まえながら進めていくことは、議員仰せのとおり重要なことだと思っております。条例改正や、広域計画の変更並びに保険料の改定を行う場合には、広域連合を構成いたします市町村に参画していただく運営検討委員会において考え方を説明の上、ご意見をいただくとともに、必要に応じて、随時市町村の意見集約を行いながら検討も進めておるところでございます。

また、先ほども説明いたしました運営懇話会等のご意見も伺っております。また、住民の皆様や関係団体から意見をいただくために、広域連合のホームページにも意見募集のフォームを載せております。いつでも意見を送ることができるようにしておりますし、市町村にもご協力いただきまして、市町村の窓口などを通じまして、ご意見をお受けいたして

おります。

それから、4つ目の議会等の資料の件でございますが、私どもも、後で議会資料を訂正するという事のないように、入念にチェックしております。かなり時間がかかるわけですが、入念にチェックした上で、なるべく早く皆様方のお手元に届くようにしております。10月議会にご要望がありましたので、今議会におきましては、これまで当日配付しておりました全員協議会の資料につきましても、今回は1週間前以上に到着するように努力しておりますので、これからも、これまでよりも早目に資料が届くようにしたいと思っておりますので、その点ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（竹内陸夫） 14番鹿兒島議員。

○14番（鹿兒島巖） 私は、県内の各自治体におけるいわゆる陳情の採択状況を把握しているかというふうに申し上げたわけで、この点については答弁ありません。

もう時間の関係がありますので、私のほうで言いましょう。2月15日現在、採択自治体は13自治体であります。私の小坂町を初め、北秋田、上小阿仁等々13自治体で採択をされております。それから、継続審議扱いになっておりますのが、鹿角市さん、あるいは大館市さんを初め7自治体であります。不採択自治体が5つであります。こういったように、この陳情については、25自治体ですから、何とか過半数。県民の状況としては、こういった議会に反映されているわけでありまして。こういったことについてやっぱりきちっと、広域連合であっても、つかんで、県民のどこがどうなのかということをやっぱり把握をしていただかないといけないのではないかというふうに思ったからそういう質問をしたわけでありまして。

あわせて、本定例会に、事務報告の報告資料2に、短期保険者証の交付について記載されておりますけれども、保険料未納者と短期保険者証の交付の問題、これはやっぱり相当数あるわけでありまして。生活実態が非常に厳しい中でこういった実態がある。これがますますやはり私は増えるのではないか。保険料の引き上げ等々が出てくるわけでありまして。こういうことをやっぱりきちっと、ただ、前段に申し上げましたように、制度の単なる執行者ではなくて、その制度の執行によって県民にどういう状況を与えるのかということをやっぱり考えて、私どもは対応しなければいけない。特に、今議会に提案されております条例の改正による引き上げ、この問題を私たちが判断する場合に、私、そういった点については十分考慮してやらなければいけないのではないかというふうに思って申し上げたわけでありまして。

そういう点で、ぜひとも、県民のさまざまな声があるわけでありまして。そういう声について、耳を傾ける機能をさらに強化していただきたいというふうに思っております。

それから、先ほどの全協のときに資料要求いたしました国に対する要望書をいただきまして、目を通しましたけれども、制度の中身についての改善要望というのがありますけれども、まさに私が申しましたように、国に対してこの制度を廃止してくれという要望はしていないわけでありますから、やっぱり先ほど言ったように、県民の声を受けとめた中で、県民の声としてこういう要望があるということは、少なくとも伝えるべきであろうというふうに思うわけであります。

以上、質問をいたしますので、お考えがあれば、ひとつ——もう1点あります。——お考えがあれば、お聞かせいただきたいというふうに思います。

最後の課題であります議会の開催の問題、確かに、ここにいらっしゃる方々、本当にお忙しい方々だと思います。私を除いてはね。私は平の議員でありますから、それほど忙しくありませんが、皆さんはもう本当にお忙しいことだと思います。であればあるほど、ぜひとも定例会の開催の中身も含めて改善をしていただきたい。少なくとも、定例会が、全体を含めて3時間程度で終わるということではなくて、せっかく開かれるのであれば、やはり午前中から夕方まで十分時間をとった審議ができるような、そういう定例会も一つには必要ではないかというふうに思いますけれども、その辺について、ご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（竹内睦夫） 答弁、広域連合長。

○広域連合長（穂積志） 鹿兒島議員の再々質問についてお答えいたしますけれども、私のほうからは、制度の廃止について、国のほうに求められないかということについてのみお答えし、以下は事務局長に回答させたいと思います。

私ども秋田県の広域連合の設立趣旨というものは、やはり後期高齢者医療制度の事務の円滑化を図ると、市町村の連携のもとにやっていくということでありまして、その制度のよしあし、もしくは、継続する、それから、即刻廃止するというような、さまざまな県民の声があろうかと思えます。したがって、我々としては、この広域連合は、その意見を述べる場としては、他の、例えば各自治体、そしてまた、地方六団体等々、そういったさまざまなところでその意見を反映する手法はあるかと思っておりますので、当広域連合としては、その制度が存続する限りは、その法律の趣旨にのっとり、事務の不手際がないように粛々と努めてまいりたいと思っております。

私からは以上でございます。

○議長（竹内睦夫） 答弁、事務局長。

○事務局長（伊藤智） 私のほうからは、住民の意見を聞くということでありますけれども、広域連合といたしまして、これは単なる保険者としてだけではなくて、今やっている以上さらに、今後とも高齢者の代表の方や、それから医療機関、そして保険者関係の方々、

いろいろな方々から幅広くご意見をいただき、今後の後期高齢者医療制度の運営に反映させてまいりたいというふうに考えております。

それから、議会についてのご質問でございますが、議会開催につきましては、年2回ということで、皆様方、議員の方々にお集まりいただいておりますわけですが、3月、6月、9月、12月の市町村議会との調整も大変難しいわけですが、審議を慎重に行うというようなことでも、ただいまいただきましたご意見を参考にいたしまして、議会サイドともお話ししながら、改善できるものは改善するというふうにしてまいりたいと思いますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（竹内睦夫） これで14番鹿兒島議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたしました。

---

**日程第 6 議案第 1 号 秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件から**

**日程第 1 3 議案第 8 号 平成 2 2 年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件まで**

○議長（竹内睦夫） 次に、日程第6、議案第1号秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件から日程第13、議案第8号平成22年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件を議題といたします。

まず、議案第1号及び議案第2号の概要説明を求めます。事務局長。

**【伊藤智事務局長 登壇】**

○事務局長（伊藤智） 議案第1号及び議案第2号について、一括してご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

議案第1号秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件についてであります。

この条例は、秋田県人事委員会の勧告による秋田県及び県内市町村の改正状況を踏まえ、職員の勤務時間について、1週間当たり40時間から38時間45分に短縮する改正です。

なお、この条例の施行期日については、平成22年4月1日から施行するものであります。

引き続きまして、5ページをお開きください。

議案第 2 号秋田県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部を改正する件についてであります。

この条例は、労働基準法の一部改正により、時間外労働が 1 ヶ月に 60 時間を超えた場合の時間外勤務手当の支給割合が引き上げられることから、所要の改正を行おうとするものであります。

なお、この条例の施行期日については、平成 22 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹内睦夫） 説明が終わりました。これより議案第 1 号及び議案第 2 号に対する質疑を行います。これまでに質疑の通告はございません。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 質疑なしと認めます。これをもって、議案第 1 号及び議案第 2 号に対する質疑を終わります。

続きまして、議案第 3 号及び議案第 4 号の概要説明を求めます。事務局長。

【伊藤智事務局長 登壇】

○事務局長（伊藤智） 議案第 3 号及び議案第 4 号について、一括して説明申し上げます。議案書の 9 ページをお開きください。

議案第 3 号秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件についてであります。

この条例は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、平成 22 年度及び平成 23 年度の後期高齢者医療保険料率を定めるものです。また、平成 21 年度における特例として実施されている保険料軽減措置が平成 22 年度においても継続されることから、所要の改正を行おうとするものであります。

引き続きまして、11 ページをお開きください。

平成 22 年度及び平成 23 年度における保険料の均等割額を 3 万 8,925 円とし、所得割率を 7.18 パーセントとするものであります。また、被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する均等割額 9 割軽減措置及び所得の低い被保険者に対する均等割額 8.5 割軽減措置を平成 22 年度も実施するとした規定を追加する改正であります。

なお、この条例の施行期日については、平成 22 年 4 月 1 日から施行するものであります。

引き続きまして、15 ページをお開きください。

議案第 4 号秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する件についてであります。



この条例は、先ほどご説明いたしました議案第3号の平成22年度における保険料軽減措置の継続に伴いまして、市町村からの保険料負担金の補てん財源として、秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金を充てることができることとされたことから、基金の処分ができる要件を追加する改正であります。

なお、この条例の施行期日については、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（竹内睦夫） 説明が終わりました。

これより議案第3号及び議案第4号に対する質疑を行います。議案第3号に対して14番鹿兒島議員から通告がありましたので、発言を許します。14番鹿兒島議員。なお、発言は自席で行ってください。

○14番（鹿兒島巖） まず、議案第3号でありますけれども、本改正案は、平成22年度及び23年度の保険料について、これまでより所得割を100分の0.06引き上げる、それからまた、均等割を金額として499円引き上げる。資料等によりますと、実質1人当たり保険料を3万7,108円から3万8,110円、1,002円の負担増を求めているわけでありまして。

まず第一に、現在の県民の医療保険への負担感を考えれば、引き下げこそ望むものであり、これはなかなか理解が得られないのではないかという点であります。

第二は、この引き上げにより生み出される財源といいますのは、1億7,000万円余の金額の程度であります。逆に言えば、現在の財政運営の中で、繰越金、あるいは基金等の活用を含めて1億7千数百万円の財源があるならば、この引き上げはしなくて済むのではないかという点であります。

また、現行条例では、国民健康保険では減免が認められていた事由であったものが、74歳から75歳になった途端に、いわゆる後期高齢者医療に移行した途端に減免がなくなるといふそういう制度の内容もこの条例の中にあるわけでありまして。生活が何ら変わらずに、単に、今言ったように75歳を迎えた途端に負担を負わされるといふそういう制度を内蔵しているこの条例でありますので、そういった点を含めた条例改正というものが必要ではないか。

この問題を解決するためには、条例でいえば、保険料の減免を規定している第18条にその他の事由、各市町村長が認めたもの、あるいは生活困窮の場合、こういう条文をつけ加えれば可能なわけでありましてけれども、こういったことについてどのように考えるか、まず、条例に関してお伺いをして、答弁をいただきまして、また、改めて質問させていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（竹内睦夫） 答弁、広域連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

○広域連合長（穂積志） 鹿兒島議員の質疑にお答え申し上げます。

平成22年度及び平成23年度の保険料率の算定においては、2カ年の保険給付費等に必要費用見込額から、国・県・市町村の負担金等の収入見込額を差し引いて、保険料必要見込額を算出しております。この時点での1人当たり平均保険料額は4万2,024円となり、13.25パーセント増加するとの試算結果でありました。

このことから、平成20年度及び平成21年度の剰余金見込額約17億円と県に設置されている財政安定化基金交付金約4億円を計上し試算を行った結果が、本日提案の保険料率であります。

この条例改正案は、可能な限りの剰余金及び基金を活用し、最大限被保険者の負担の増加を抑制した保険料率となっております。

以下の質問については事務局長に答弁いたさせます。

○議長（竹内睦夫） 答弁、事務局長。

【伊藤智事務局長 登壇】

○事務局長（伊藤智） 鹿兒島議員の2つ目の保険料の減免についてお答えします。

低所得者層の被保険者に対しましては、制度開始時には、国民健康保険と同様に均等割額の7割、5割、2割の軽減措置がありましたが、その後の制度見直しにより、均等割7割軽減が8.5割軽減に拡充されております。さらに、均等割9割軽減と所得割5割軽減が新たに追加されており、低所得者層の被保険者に対して、きめ細かな対応がなされているものと考えております。

なお、保険料の減免は、不測の事態により一時的に収入が減少したことにより、保険料を納めることが困難になった場合にこれを救済するための制度であり、秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第18条において、財産について著しい損害を受けた場合や世帯主の収入が死亡や長期入院、事業の休廃止、失業、災害による農作物の不作等により著しく減少した場合としております。

○議長（竹内睦夫） 14番鹿兒島議員。

○14番（鹿兒島巖） まず、条例の改正についてでありますけれども、改正を必要とする根拠といたしますか、必要と見込まれる医療給付費と、それを賄う財源、この関係に出てくるわけでありまして、そういう関係で、数字のことにどうしても入らなければいけませんので、別議案にあります予算案の数字も一定程度引き合いに出しながら少しお話をさせていただきたいと思っております。

まず、保険庁などは、初年度の20年度と21年度、2年間のスパン、こういう形で設

定をされていて、20年度は、決算状況からすれば、例えば剰余金が非常に多かった。この状況が21年度、2年間のスパンでこれがそのままいくかということ、そうではないということは理解をしているつもりであります。相当、21年度の決算の中ではこの剰余金の部分が厳しくなるだろうと。それは予想しているわけでありませけれども、まず、20年度決算にかかわってでありますけれども、特別会計における実質収支額は36億2,565万円、この額は議案第6号、本議会に提案されております議案第6号の21年度特別会計補正案で、歳入繰越金として増額となるような補正をされているわけであります。あわせて、歳出予備費に16億778万円を補正し、予備費として16億1,400万程度としているわけであります。また、基金については、21年9月30日現在の数字として、13億8,715万円、まあ今議会に提案されております議案第6号で、基金からの繰入金金を2億2,591万円の減額補正を行っているわけでありますから、予備費について、そのまま決算に至ることはないにしても、底をつくことはないであろうと。基金も十分活用できるというふうに考えております。

これらのことから、先ほど、お話では、基金4億と剰余金等々を充てて云々というお話がありましたけれども、少なくとも、先ほど言いましたように、引き上げに相当する必要な財源というのは1億7,000万程度の金であります。これが捻出できないということはどうしても理解できないというふうに思います。

さらに加えて申し上げれば、これは2月10日現在の資料でありますけれども、全国の広域連合の中で引き上げるといふ言っているところは、東京都、愛知県、長野県。一方で、決定ではないけれども引き上げを予定しているところでは、北海道、宮城、兵庫、大阪。しかしながら、据え置きを決定している県が、福井、茨城、沖縄。そしてまた、据え置きを予定しているところは群馬県。さらには、引き下げを行おうとしている県、埼玉県、神奈川県、栃木県、あるいは宮崎県。こういうふうに全国の状況がばらばらになっております。確かに一方では当県が全国で一番保険料が低いという数字は出しておりますけれども、保険料が低いというのは、これは県民所得の影響があるわけありますから、そのことを理由に、一番低いから上げるといふことは理由にならないだろうと。まあ、そういうふうに考えてないだろうと思いますけれども。

いずれにしても、いろいろなことを考えて、現在提案しております実質1人当たり1,002円の年間引き上げ、これが本当に必要なのかどうなのかということについては理解ができません。予算上それがどうしてもできないのかという、そのことについての説明についての理解ができません。その辺を説明願えればありがたいというふうに思います。

○議長（竹内睦夫） 答弁、事務局長。

○事務局長（伊藤智） ただいまの保険料をもう少し下げられないかというようなことでありますが、保険料の具体的な算定方法につきましては、高齢者の医療の確保に関する法

律の規定によりまして、鹿兒島議員がおっしゃる、おおむね2年を通じ財政の均衡を保つものでなければならないとされておりまして、私どもといたしましては、政令の基準をもとに国が示した算定方法に従って、平成22年度及び23年度の2年間の財政運営を基本として算定したものでございます。

算定の基礎数値となります2年間の財政運営期間の医療の給付に関する費用、保健事業とか、あるいは審査支払手数料、葬祭費、その他、制度運営に係る必要な見込額から、国・県・市町村からの負担金などの収入を差し引いて保険料賦課総額を算定しているものでありまして、その他の給付の増を見込む基準額とか、所得係数とか、高額医療がどれぐらいかかるとかにつきましても、国から基準値が示されているものでありまして、それに準じて保険料を算定しております。

平成22・23年度の保険料の算定に当たりましては、当初算定では13.2パーセントの上昇が秋田県広域連合管内で見込まれまして、国のほうからも、急激な保険料の上昇を抑えるように、そのため剰余金を全額活用し、なおかつ上昇の場合には財政安定化基金を取り崩して抑制するよう指示があったため、当広域連合といたしましても剰余金を全額活用し、あわせて基金についても国からの指示があったとおり、賦課総額の3パーセントを残した上で残りの全額を取り崩して抑制を図るということで、2.7パーセントの増となったもので、精いっぱい抑制した保険料というふうなことでご理解いただきたいと思えます。

○議長（竹内睦夫） 鹿兒島議員。

なお、発言に当たっては、質疑でございますので、自己の思いや意見を入れないように注意してください。また、質疑の内容を簡潔に申し述べてください。

○14番（鹿兒島巖） はい。もう1点だけ質問いたします。いわゆる減免の関係であります。お話では一定の減免措置をしているからというお話でありました。しかし、先ほど言ったように、74歳までは認められていた生活困窮によるという、そこの部分。それに近いところは7割から8割5分までという話がありましたけれども、いずれにしても、それではゼロにはなっていないわけですよね。国保の運用の中では、大体、生活保護基準の130パーセント以下についてはこの扱いをしているわけです。ですから、この部分が逆格差になっているということについて指摘をしているわけでありまして。この部分はやはり救済をするという形での対応はなされないのかどうなのかという点であります。

○議長（竹内睦夫） 答弁、事務局長。

○事務局長（伊藤智） 後期高齢者医療制度の保険料の減免につきましては、広域連合が独自の条例と要綱で定めているものでありまして、主に災害や著しく収入が減少したといった特別な理由で所得が減少するといった場合につきまして、生活保護に準ずる世帯に適

用するものでありまして、要綱では所得に応じた住宅の破損程度や収入の減少の割合に応じて減免割合を定めております。

市町村の後期高齢者医療窓口には保険料や一部負担金の支払いが困難と見られる被保険者が相談に訪れた場合につきましては、この要綱に基づきまして、個々のおのおののケースに応じて徴収猶予や減免の要否を判定することになるわけですが、相談に訪れた被保険者の方々が、福祉施策の必要性が高い場合には、例えば生活保護の相談を可能にしたりするなど、これは市町村の後期高齢者医療制度の窓口と福祉事務所生活保護担当部局と情報を共有しながらスムーズに橋渡しができるように私ども指導しております。今後とも担当窓口とスムーズにつながるよう、福祉事務所との、福祉保健部局との連携を深めて対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長（竹内睦夫） 議案第3号及び議案第4号についての質疑ほかにございませぬか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 質疑なしと認め、これで、議案第3号、第4号に対する質疑を終わります。

続きまして、議案第5号及び議案第6号の概要説明を求めます。事務局長。

【伊藤智事務局長 登壇】

○事務局長（伊藤智） 議案第5号及び議案第6号について一括して説明申し上げます。

議案書の19ページをお開きください。議案第5号平成21年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の件についてであります。

今回の補正では、預金利子等及び臨時特例基金運用益の増に伴う積立金の増額や関係市町村の共通経費負担金及び特別会計への繰出金の減額などを盛り込み、増額をしようとするものです。

第1条は、歳入歳出それぞれ120万4,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,120万4,000円とするものです。

第2条は、債務負担行為として新たに設定するものです。

続きまして、20ページをお開きください。補正の内容であります。歳入から順に説明申し上げます。

1款分担金及び負担金は、前年度繰越金を取り込んだことにより、関係市町村共通経費負担金1,531万6,000円を減額しております。

2款財産収入は、臨時特例基金の運用益の増に伴い、68万5,000円を増額しております。

3款繰越金は、前年度繰越金により、1,531万4,000円を増額しております。

4款諸収入は、預金利子及び雑入の増に伴い、52万1,000円を増額しております。

続きまして、21ページの歳出を説明申し上げます。

歳出においては、1款議会費は、規約変更に伴う議員定数の増による議員報酬増に伴い、5万5,000円を増額しております。

2款総務費は、普通旅費、印刷製本費支払見込み及び広域連合事務室使用料改定などの増減に伴い、2万6,000円を増額しております。

3款民生費は、後期高齢者医療特別会計における共通経費財源事業費の執行見込みによる繰出金の減額に伴い、294万2,000円を減額しております。

4款予備費は、406万5,000円を増額しております。

続きまして、22ページの債務負担行為を説明申し上げます。債務負担行為につきまして、新たに派遣職員宿舍借上料及びコピー機カウンタ料の単価契約の2件を設定するものです。

引き続きまして、23ページをお開きください。議案第6号平成21年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件についてであります。今回の補正では、国会において、平成21年度第2次補正予算が成立したことにより、平成22年度において保険料軽減措置が継続されることから、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の交付に伴う国庫支出金の増額及び実績等を勘案し、保険給付費等を増額しようとするものです。

第1条は、歳入歳出それぞれ31億712万円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,330億1,398万9,000円とするものです。

第2条は、債務負担行為として新たに設定するものです。

続きまして、24ページをお開きください。

補正の内容であります。歳入から順に説明申し上げます。

1款市町村支出金は、保険料負担金及び基盤安定負担金の実績見込みを勘案し、1億4,839万4,000円を増額しております。

2款国庫支出金は、保険給付費のうち高額療養費の増に伴う国庫負担金の増、平成22年度保険料軽減措置への財源補てんなどの増に伴い、13億3,506万6,000円を増額しております。

3款県支出金は、保険給付費のうち高額療養費の増に伴い、2,965万3,000円を増額しております。……

【竹内睦夫議長、議長席を退き、齋藤紀男副議長、議長席に着く】

○事務局長（伊藤智） …… 5款支払基金交付金につきましても、保険給付費のうち高額療養費の増に伴い、1億8,410万6,000円を増額しております。

7款繰入金は、特別対策事業に係る臨時特例基金繰入金の減などにより、2億2,88

6万1,000円を減額しております。

8款繰越金は、前年度繰越金の増に伴い、15億9,975万3,000円を増額しております。

9款諸収入は、特別会計の歳計現金運用益による預金利子及び第三者行為求償事務に係る第三者納付金の増に伴い、3,900万9,000円を増額しております。

続きまして、25ページの歳出を説明申し上げます。

1款総務費は、円滑運営臨時特例交付金の交付に伴う臨時特例基金への積立金の増、分割サーバー機器購入差金による減などを計上したことから11億409万2,000円を増額しております。

2款保険給付費は、高額療養費等の実績見込みにより、4億1,590万3,000円を増額しております。

4款特別高額医療費共同事業拠出金は、事業主体となる国保中央会において調整した金額をもとに、772万4,000円を増額しております。

5款保健事業費は、各市町村における実施見込みにより、1,767万7,000円を減額しております。

7款諸支出金は、保険料還付金の実績見込みにより、1,070万8,000円を減額しております。

8款予備費は、16億778万6,000円を増額しております。

続きまして、26ページの債務負担行為を説明申し上げます。債務負担行為につきまして、記載のとおり、コピー機カウンタ料単価契約外5件を設定するものです。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○副議長（齋藤紀男） 説明が終わりましたが、議長が急用のため席を外しております。副議長の齋藤でございますけれども、暫時の間、務めさせていただきたいと思っております。

これより議案第5号及び議案第6号に対する質疑を行います。

これまでに質疑の通告はございません。これをもって、議案第5号及び議案第6号に対する質疑を終了いたします。

続きまして、議案第7号及び議案第8号の概要説明を求めます。事務局長。

**【伊藤智事務局長 登壇】**

○事務局長（伊藤智） 議案第7号及び議案第8号について、一括して説明申し上げます。

議案書の27ページをお開きください。議案第7号平成22年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の件についてであります。

第1条は、一般会計の予算総額を歳入歳出それぞれ4億5,079万4,000円とす

るものであります。

続きまして、28ページをお開きください。歳入から順に説明申し上げます。

1款分担金及び負担金は、4億4,927万円とするものであります。これは広域連合を運営するための事務経費や職員人件費等の経費であり、構成市町村から負担していただくものです。

2款財産収入は、平成19年度に設置いたしました後期高齢者医療制度臨時特例基金の運用による収入であり、1,000円の存置とするものであります。

3款繰越金は、1,000円の存置とするものであります。

4款諸収入は、152万2,000円とするものであります。

1項預金利子は1,000円、2項雑入は152万1,000円で、職員宿舍及び駐車場使用料の自己負担金、全国後期高齢者医療広域連合協議会からの補助金を計上しております。

以上、歳入の合計は4億5,079万4,000円となっております。

続きまして、29ページの歳出を説明申し上げます。

1款議会費は、90万4,000円とするものであります。議員報酬、費用弁償及び議会開催経費を計上しております。

2款総務費は、1億7,648万8,000円とするものであります。

1項総務管理費は、1億7,621万5,000円で、派遣職員人件費及び事務局運営経費を計上しております。

2項選挙費は、4万円で、選挙管理委員会委員報酬及び費用弁償を計上しております。

3項監査委員費は、23万3,000円で、監査委員報酬及び費用弁償を計上しております。

3款民生費は、2億7,273万2,000円とするものであります。これは後期高齢者医療制度を運営するための事務経費であり、この全額を後期高齢者医療特別会計へ繰り出しし、広域連合電算処理システム関連経費、国保連への業務委託経費等に充てるものです。

4款予備費は、67万円とするものであります。

以上、歳出の合計は、4億5,079万4,000円となっております。

【齋藤紀男副議長、議長席を退き、竹内睦夫議長、議長席に着く】

○事務局長（伊藤智）引き続きまして、31ページをお開きください。議案第8号平成22年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件についてであります。

第1条は、特別会計の予算総額を歳入歳出それぞれ1,331億5,069万4,00



0円とするものであります。

第2条は、療養給付費の支払い時など、一時的な資金不足に備えるため、一時借入金の借り入れの最高額を100億円とするものであります。

第3条は、歳出予算の流用できる場合を定めるものであり、保険給付費の同一款内での流用を可能とするものであります。

続きまして、32ページをお開きください。歳入より順に説明申し上げます。

1款市町村支出金は、201億5,654万9,000円とするものであります。これは、市町村からの後期高齢者医療保険料負担金、基盤安定負担金及び療養給付費の定率負担分であります。

2款国庫支出金は、456億7,733万4,000円とするものであります。

1項国庫負担金は、322億9,701万7,000円で、療養給付費の定率負担分及び高額医療費の国負担分を計上しています。

2項国庫補助金は、133億8,031万7,000円で、被保険者に係る所得の格差による広域連合間の財政の不均衡を是正するための普通調整交付金、災害その他の特別な事情を考慮して交付される特別調整交付金、健康診査補助金及び医療費適正化事業に係る後期高齢者医療制度事業費補助金を計上しています。

3款県支出金は、112億1,848万5,000円とするものであります。

1項県負担金は、109億6,655万5,000円で、療養給付費の定率負担分及び高額医療費の県負担分を計上しています。

2項県財政安定化基金支出金は2億5,193万円で、平成22年度及び23年度保険料率算定において保険料の増加を抑制するため交付金を計上しております。

4款県財政安定化基金借入金は、1,000円の存置とするものであります。

5款支払基金交付金は540億5,291万5,000円とするものであります。これは療養給付費の現役世代からの負担分として社会保険診療支払基金を通じて交付されるものです。

6款特別高額医療費共同事業交付金は、1,859万1,000円とするものです。これは、レセプト1件当たり400万円を超える医療費の200万円を超える部分について、全国共同で財政調整を行うため、各広域連合からの拠出金を財源として交付されるものです。

7款繰入金は、12億9,302万円とするものであります。

1項一般会計繰入金は、2億7,273万2,000円で、広域連合電算処理システム関連経費、国保連業務委託経費及びその他業務関連事務費等の経費として、一般会計から繰り入れるものです。

2項臨時特例基金繰入金は、10億2,028万8,000円で特別対策の実施に伴う保険料軽減に要する経費として、臨時特例基金から繰り入れるものです。

8款繰越金は、7億2,179万4,000円で、平成22年度・23年度保険料率算定において、保険料の増加を抑制するため、平成20年度・21年度見込まれる剰余金のうち、平成22年度分を計上しております。

9款諸収入は、1,200万5,000円とするものであります。

1項延滞金、加算金及び過料、2項預金利子は、それぞれ2,000円、1,000円の存置としております。

3項雑入は1,200万2,000円で、交通事故などの第三者行為による医療給付について、被害者から取得した損害賠償請求権に基づき、加害者から徴収する損害賠償金等を計上しております。

以上、歳入の合計は、1,331億5,069万4,000円となっております。

続きまして、33ページの歳出を説明申し上げます。

1款総務費は、2億6,649万2,000円とするものであります。

1項総務管理費は、2億6,642万5,000円で、企画広報、広域連合電算処理システム関連経費、国保連等の委託業務経費及びその他管理業務に係る事務経費を計上しています。

2項賦課徴収費は、6万7,000円で、保険料の賦課徴収に係る事務経費を計上しています。

2款保険給付費は、1,325億3,069万6,000円とするものであります。

1項療養諸費は、1,277億901万8,000円で、療養給付費、療養費、特別療養費、移送費及び審査支払手数料を計上しています。

2項高額療養諸費は、42億7,697万8,000円で、高額療養費及び高額介護合算療養費を計上しております。

3項その他医療給付費は、5億4,470万円で、葬祭費を計上しております。

3款県財政安定化基金拠出金は、6,655万1,000円とするものであります。これは、保険料未納や想定しなかった給付費の増に伴う広域連合の財政影響を緩和することを目的に、県が設置する財政安定化基金に拠出するものです。

4款特別高額医療費共同事業拠出金は、1,870万1,000円とするものであります。これは、共同事業拠出金及び共同事業事務費として、国保中央会に拠出するものです。

5款保健事業費は、2億2,827万9,000円とするものであります。これは、市町村が行う後期高齢者の健診事業に対する補助金を計上しております。

6款公債費は、1,233万円とするものであります。

1項一時借入金利子は、1,232万9,000円で、保険給付費支払いの資金不足に備えて、一時借入金の利子を計上しております。

2項県財政安定化基金償還金は、1,000円の存置とするものであります。

7款諸支出金は、2,184万5,000円とするものであります。これは、被保険者の資格異動等により、市町村から被保険者へ保険料を還付した実績に伴い広域連合から市町村へ支払う償還金等を計上しております。

8款予備費は、580万円とするものであります。

以上、歳出の合計は、1,331億5,069万4,000円となっております。

以上、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹内睦夫） 議案第7号及び第8号に対する説明が終わりました。

これより質疑を行います。

これまでに質疑の通告はございません。ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 質疑なしと認め、これで、議案第7号及び議案第8号に対する質疑を終わります。

これより、順次、討論、採決を行います。まず、議案第1号秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 討論なしと認め、これをもって、本案に対する討論を終わります。

これより、採決いたします。採決の方法は簡易採決で行います。

議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号秋田県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部を改正する件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 討論なしと認め、これをもって、本案に対する討論を終わります。

これより、採決いたします。この採決も採決の方法は簡易採決で行います。

議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。鹿兒島議員。

○14番（鹿兒島巖） 本条例につきましては、議案の審議の中で十分その根拠についての説明がされ切れてないというふうに思うわけではありますが、それは別といたしまして、基本的に現在の秋田県における後期高齢者の生活実態、県民の生活実態等々から勘案して、本条例で定める引き上げが必要だということについて、これを認めるわけにはいかないということでもあります。

根拠は、確かにさまざまな会計上の係数の処理の状況の中で、こういう案が決定をされたという経過は一定程度理解できますけれども、果たして細部にわたってそれが検証されたのかどうかという点で考えますと、まだまだ予算の編成の状況を含めて、精査、あるいは工夫ができる可能性を感じるわけでもあります。そういうことを背景にして出された条例の改正でありますので、現段階においてこれを認めるという立場には立てません。

あわせて、条例に関して改善するとすれば、さらに条例のよりよい見直しと、そういうことを含めてやっていただく必要があるのではないかということをお願いしながら、本条例の提案については反対の立場を表明させていただきます。

以上であります。

○議長（竹内睦夫） 次に、賛成討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 次に、反対討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 討論なしと認めます。これをもって、議案第3号に対する討論を終わります。

これより、議案第3号の採決を行います。採決の方法は起立採決で行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（竹内睦夫） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 討論なしと認め、これをもって、本案に対する討論を終わります。  
これより、採決いたします。採決の方法は簡易採決で行います。  
議案第4号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成21年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 討論なしと認め、これをもって、本案に対する討論を終わります。  
これより、採決いたします。採決の方法は簡易採決で行います。  
議案第5号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成21年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 討論なしと認め、これをもって、本案に対する討論を終わります。  
これより、採決いたします。この採決も簡易採決で行います。  
議案第6号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成22年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 討論なしと認め、これをもって、本案に対する討論を終わります。  
これより、採決いたします。この採決も簡易採決で行います。  
議案第7号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成22年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。鹿兒島議員。

○14番（鹿兒島巖） 本議案につきましても、いわゆる基本的に保険料の引き上げを前提とする予算の編成であります。保険料の引き上げの条例に反対をした立場から、この予算につきましても反対であるということを表示いたします。以上です。

○議長（竹内睦夫） 次に、賛成討論を許します。11番吉岡議員。

○11番（吉岡興） 他の市町村はどうでしょうか、北秋田市の場合、今、「苦渋の選択」という言葉が流行語になりつつあるんですよ。これは、非常に山積する問題が多過ぎて、何をやるにしてもいろんな問題が多過ぎる。そこで、これをどう処理したらいいかということになってきますと、一つ一つ考えてくるならば、やはり賛成できないものが非常に多いんですよ。が、総体的に見ると、やはりそうはいかない。各論反対、総論賛成というような状況が出てくるわけなんです。

そして、先ほど私も、去年の、20年度で36億も余剰金があるならば、それを保険料のアップにつなげたならば上げなくても済むんじゃないかと、こういう感覚を持って、きょうはそういうつもりで来たわけなんですけれども、いろいろ話を聞いてみるとそうもいかない、いろんな事情があるということから言いますと、やはり市町村からの負担もありまして、もしその負担がないのであれば、首長さん方は大分ありがたいと思うんじゃないかなと思うんですけれども、そうはいかない。やはりここでは苦渋の選択をしなきゃならないのではないかな、私はそう思うわけであります。

やはりそういう意味で、お年寄りの健康を守るというからには、やっぱりそれなりの負担もあるでしょうし、この制度を何とかしていくためには、やはりこれはこの制度を是としてやっていかなければならない、そういう義務もあるんじゃないか、そういうつもりで私は賛成いたします。以上です。

○議長（竹内睦夫） 次に、反対討論の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 次に、賛成討論の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 討論なしと認め、これで、議案第8号に対する討論を終わります。

これより、採決いたします。採決の方法は起立採決で行います。

議案第 8 号、本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

○議長（竹内睦夫） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第 1 4 陳情第 1 号 後期高齢者医療保険証の取り上げを行わず保険料の減免措置を求める陳情書**

○議長（竹内睦夫） 日程第 1 4、陳情審議。

次に、日程第 1 4、陳情第 1 号後期高齢者医療保険証の取り上げを行わず保険料の減免措置を求める陳情書（継続審査中）の案件を議題といたします。

初めに、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長。

**【児玉裕一議会運営委員長 登壇】**

○議会運営委員長（児玉裕一） 報告いたします。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第 1 3 4 条の規定により報告いたします。

陳情第 1 号後期高齢者医療保険証の取り上げを行わず保険料の減免措置を求める陳情書。審査の結果、不採択となりました。

この理由について、議会運営委員会において、陳情第 1 号後期高齢者医療保険証の取り上げを行わず保険料の減免措置を求める陳情書を審査いたしましたので、審査結果報告を申し上げます。

新政権による現行制度の見直しにより、資格証明書は原則として交付しないことを基本とし、必要な医療を受ける機会が損なわれないよう、被保険者資格証明書の交付に当たっては、厳格な運用を徹底することとしているところであります。このことから、願意に沿いかねるとして、全会一致をもちまして不採択とするべきものと決しました。

以上であります。

○議長（竹内睦夫） 報告が終わりました。

議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。鹿兒島議員。

○1 4 番（鹿兒島巖） 資格証明書の発行を行わないという政府の指導等があるからというお話であります。しかし、制度として残っているわけでありまして。この点がやはり非常に大きな問題点としてあるのではないかと。実質それが今は行われていないけれども、いわゆる法律的な制度として残っておれば、これはいつでもそれを変更することは可能になる

わけであります。そういう点で、実態上そうはなっていないからそれでいいということだけではないのではないか、制度を審査するに当たってはそういうことでいいのかどうなのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（竹内睦夫） 暫時休憩します。

【午後４時２５分 休 憩 ・ 午後４時２５分 開 議】

○議長（竹内睦夫） 会議を再開します。

議会運営委員長。

【児玉裕一議会運営委員長 登壇】

○議会運営委員長（児玉裕一） 報告いたします。そういう議論はありませんでしたので、議会運営委員会としては、あくまでも、これまでは継続審査として出てまいりましたけれども、今回皆さん方からの意見でそういうふうになりましたので報告申し上げた次第です。

○議長（竹内睦夫） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 質疑なしと認め、これをもって議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

これより、本案に対する討論に入ります。

初めに、反対討論の発言を許します。鹿兒島議員。

○14番（鹿兒島巖） 今、陳情についての判断理由、これをお伺いいたしました。こういう請願・陳情等については具体的なやはり実態を踏まえた声、そういうふうに一般的に受け取るべきであると思うわけであります。したがって、願意についてどういう内容があるのかということについての十分な審議をした上での判断ということだろうと思いますが、実態上、先ほど別な課題の中で申し上げましたように、こういったいわゆる所得の低い方、生活保護ではないけれども生活保護に近い生活実態の方、生活保護を受けないというその気持ちというのは非常にまた重いものがあるわけであります。そういう援助を受けたくない、生活実態はそうであるけれども生活保護を受けない、そういう方もいらっしゃる。しかし、生活実態は、生活保護、あるいはそれよりもっと劣る、そういうところかもしれない。そういう人を含めて何とか救済をしたいということでの陳情であろうと思いますので、私どもの広域の議員それぞれが、それぞれお住まいの自治体の町民、市民、その生活実態を踏まえたらこういう措置が必要であるという、そういう判断をすべきではなかったかという点で、現在の報告に対しては、これを認めるわけにはいかないということについての態度表明をさせていただきたいと思えます。以上です。



○議長（竹内睦夫） 鹿兒島議員に申し上げますけれども、ただいまの発言の中で、冒頭、それから末尾のほうで、「請願」というふうにおっしゃいましたけれども、これは「陳情第1号」でございますので、その旨、訂正しておいてください。

○14番（鹿兒島巖） はい、失礼いたしました。

（文書表を示しつつ）ここに「請願の要旨」と書いてありましたので。

○議長（竹内睦夫） 文書表のほうには「請願・陳情」とついていますので。

次に、賛成討論の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 次に、反対討論の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 討論なしと認め、これで本陳情に対する討論を終わります。

これより、陳情第1号を採決いたします。この陳情に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、この陳情に対して、提出された原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（竹内睦夫） 起立少数でございます。したがって、本陳情第1号は不採択と決しました。

---

#### 日程第15 同意案件第1号 秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件

○議長（竹内睦夫） 次に、日程第15、同意案件第1号秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件を議題といたします。本案に対する提案理由の説明を求めます。広域連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

○広域連合長（穂積志） 同意案件第1号秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件は、現秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員藤原幸作氏が、平成22年2月21日をもって任期満了となるため、その後任として秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員伊藤祐悦氏を選任いたしたく、秋田県後期高齢者医療広域連合規約第1

6条第2項の定めるところにより、議会の同意を求めようとするものであります。よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹内睦夫） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は人事案でございますので、直ちに採決することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより、採決いたします。採決の方法は簡易採決で行います。本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された事件はすべて終了いたしました。

---

### 広域連合長のあいさつ

○議長（竹内睦夫） この際、広域連合長から発言の申し出がありますので、発言を許します。広域連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

○広域連合長（穂積志） 閉会に当たり一言ごあいさつ申し上げます。

今定例会に提出いたしました条例案、補正予算案及び予算案について、いずれも適切にご決定をいただき、ありがとうございました。

当広域連合では、引き続き後期高齢者医療制度の円滑な運営に全力を尽くす所存でありますので、議員各位のなお一層のご協力をお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。

---

### 閉 会

○議長（竹内睦夫） この際、お諮りいたします。会議規則第43条の規定により、本定例会で議決されました議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。これで、平成22年2月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後4時33分 閉会

---

地方自治法（昭和22年法律第67号）第123条第2項の規定により署名する。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議長 竹 内 睦 夫

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員 五十嵐 忠 悦

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員 佐 藤 峯 夫